事 務 連 絡 平成24年3月1日

都道府県労働局 労働基準部安全主務課長 殿

> 厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 建設安全対策室長 (契印省略)

「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく指導等について

標記については、平成24年2月9日付け基安発0209第2号「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について」(以下「総合対策要綱」という。)をもって通知されたとおり、今後は、本要綱に基づき、足場からの墜落・転落災害の更なる防止に向け、総合的な対策を推進することとしたところである。

ついては、総合対策要綱に基づく対策の推進に当たっては、特に、下記に留意の上、きめ 細やかな指導に努めていただくようお願いする。

記

- 1 平成21年度及び平成22年度に発生した足場からの墜落・転落災害の発生状況をもとに、 労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)に基づく墜落防止措置の効果について専門家による検証・評価を行った結果、分析対象とした事案のうち安衛則に基づく墜落防止措置が不十分であったものがいずれも90%以上を占めていたことから、高さ2m以上の足場が設置された建設現場等の事業場に対する個別指導、実地調査等の際には、安衛則に基づく措置の実施状況について確認の上、問題が認められる場合には必要な措置を講ずること。
- 2 また、上記1による安衛則に基づく墜落防止措置の徹底に加え、以下の(1)から(3) に掲げる事項を実施することにより、手すり先行工法をはじめとする「より安全な措置」 (総合対策要綱の別添「安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安 全な措置」等について」をいう。以下同じ。)のより一層の普及に努めること。
- (1)総合対策要綱の内容について、公共工事発注機関との連絡会議の場等を活用する等により、管内の主要発注機関に対して周知するとともに、発注者が留意すべき事項について理解を得ること。

- (2)公共工事発注機関との連絡会議の場等を活用し、標準仕様書において手すり先行工 法をはじめとする「より安全な措置」の採用が指定されている国土交通省の直轄工事 に準じ、公共工事全般で同様の措置が採用されるよう、都道府県等の発注機関への働 きかけを行うこと。
- (3) 震災復旧・復興工事関係者連絡会議の場等を活用し、民間建設工事であって、「補助金」や「融資」等により、復興工事の費用の一部を国や地方自治体等が支援する場合には、これらの工事の際に設置する足場に手すり先行工法をはじめとする「より安全な措置」を採用するよう、関係機関への働きかけを行うこと。
- 3 上記1及び2に掲げる安衛則に基づく墜落防止措置の徹底及び手すり先行工法をはじめとする「より安全な措置」の普及に当たっては、個別指導や実地調査等の際はもとより、計画届受付時や労働者死傷病報告受付時などあらゆる機会を活用した指導に努めること。